

8 その他の福祉

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
海外引揚者等援護事業	市に定着する海外引揚者及び一時帰国する海外残留者の援護を図る。	市海外引揚者等援護事業補助金交付要綱 S49. 1.18	1 市に定着する海外引揚者 2 一時帰国する海外残留者で当該留守家族が市内に居住している者
中国残留邦人等に対する支援給付	中国残留邦人等とその配偶者が、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができることを目的とする。	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 H6. 4. 6	特定中国残留邦人等とその配偶者で、老齢基礎年金制度の対応によっても、なお、生活の安定が十分に図れず、その世帯の収入等が、厚生労働大臣の定める保護の基準を下回る者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 永住帰国者への援護 (1) 生活物品等の購入のために必要な経費の助成 1 世帯当たり 100,000円 ＋世帯人員× 50,000円 (2) 就職のための衣類等の購入に必要な経費の助成 1 人当たり 38,000円 (3) 入居住宅の改造、補修等のために必要な経費の助成 1 世帯当たり 300,000円 (4) 激励金 世帯主 10,000円 大人（世帯主を除く） 1 人当たり 7,000円 子供 1 人当たり 5,000円 2 一時帰国者への援護 (1) 渡航旅費 海外残留地と市の往復旅費 (2) 滞在中の衣類等の購入のために必要な経費の助成 1 世帯当たり 50,000円 ＋世帯人員× 25,000円	申請先 福祉政策課	永住（激励金を除く）、一時帰国とも 1／2 県補助
1 支援給付 (1) 生活支援給付 (2) 住宅支援給付 (3) 医療支援給付 (4) 介護支援給付 (5) 出産支援給付 (6) 生業支援給付 (7) 葬祭支援給付 2 配偶者支援金の支給	申請先 生活支援課	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
中国残留邦人等 地域生活支援事業	中国残留邦人等が行う日本語学習等に要する経費に対し補助金を交付し、中国残留邦人等の地域生活における自立を支援することを目的とする。	市中国残留邦人等 地域生活支援補 助金交付要 綱 H20. 12. 22	市内に居住する中国残留邦人等で、次の要件に該当する者 (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。）第2条第1項に規定する中国残留邦人等 (2) 同法第6条第1項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるもの（本邦に永住する目的で帰国した者に限る。）
戸隠福祉企業センター	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立の助長を図る。	長野市授産施設の設置及び管理に関する条例 H16. 12. 28	1 生活保護法の規定による要保護者 2 身体障害者福祉法の規定による身体障害者 3 知的障害者福祉法の規定による知的障害者 4 上記のほか、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている者で市長が特に認めるもの 5 1～4にかかわらず、授産施設の定員に余裕があると市長が認める場合は、1～4の者以外の者も利用することができる
信州新町授産センター			
中条社会就労センター			
災害弔慰金	自然災害により死亡された方の遺族に対して支給する。	災害弔慰金の支給等に関する法律	【対象となる災害】 自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等 【支給対象】 災害により死亡した人の遺族 【支給範囲及び順位】 配偶者、子、父母、孫、祖父母 ※上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡当時、死亡した者と同居し、生計を同じくしていた者に限る）

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
(1) 中国帰国者支援・交流センター等が行う日本語教室（市長が認めるものに限る。）に通学するため必要な交通費（その者の住居と当該日本語教室の場所との間を往復するための交通費に限る。） 1つのプログラムにつき 年額100,000円 (2) 前号の日本語教室における日本語学習に必要な教材費 1つのプログラムにつき 年額10,000円 (3) 語学等の自学自習に必要な教材費 年額10,000円 (4) 就労に役立つ資格を取得することを目的とした各種学校法人が開催する講座等の受講料 一の講座の受講につき 年額200,000円 (5) 就労に役立つ資格を取得することを目的とした資格試験の受験料 一の資格試験の受験につき 10,000円 (6) 中国残留邦人等を対象とした地域で実施する交流事業に参加するため必要な交通費（その者の住居と交流事業の実施場所との間を往復するための交通費に限る。） 一の交流事業への参加につき 年額100,000円	申請先 生活支援課	
施設利用者は、施設に通所し、作業(※)を行い、その対価(工賃)を得る。 (※)主な作業 戸隠：贈答用食品包装・箱詰め、フルーツキャップの作成等 信州新町：食料品の包装・箱折、工業製品の検品等 中条：工業製品の検品、フルーツキャップの作成等	問い合わせ先 戸隠福祉企業センター (254-2179)	
	問い合わせ先 信州新町授産センター (262-2304)	
	問い合わせ先 中条社会就労センター (267-2216)	
・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円	申請先 福祉政策課	

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
災害障害見舞金	自然災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合に支給する。	災害弔慰金の支給等に関する法律	【対象となる災害】 自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等 【災害により以下のような重い障害を受けた方】 ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
被災者生活再建支援（国）	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。	被災者生活再建支援法H10. 5	【支援法の対象となる自然災害】 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 【支給対象】 1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、大規模半壊に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円	申請先 福祉政策課	
次の2つの支援金の合計額を支給する。（中規模半壊世帯を除く） （世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3／4となる。） ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） ○住宅の被害程度／支給額 全壊・解体（半壊）・長期避難／100万円 大規模半壊／50万円 中規模半壊／なし ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ○住宅の再建方法／支給額 全壊・解体（半壊）・長期避難・大規模半壊 建設・購入／200万円 補修／100万円 賃借（公営住宅を除く）／50万円 中規模半壊 建設・購入／100万円 補修／50万円 賃借（公営住宅を除く）／25万円	申請先 福祉政策課	申請期限は、基礎支援金は災害の発生した日から13か月以内、加算支援金は37か月以内 ※中規模半壊世帯への支援金は、令和2年7月豪雨災害以降に適用

名 称	目 的	準 拠 法	要 件
信州（長野市）被災者生活再建支援金	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。 【※長野県内で発生した災害において、被災者生活再建支援法の対象とならなかった市町村の被災者等に対する法制度と同等の支援を行う】	長野市被災者生活再建支援金交付要綱 R1. 7. 26	【対象となる自然災害】市内において、自然災害により、住家半壊 1 世帯以上の被害が生じた場合 【支給対象】 1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） 6 住宅が半壊し、補修を行わなければ居住することが困難な世帯（半壊世帯） ※被災者生活再建支援（国）の対象となる場合は本制度の対象とならない。
災害援護資金貸付金	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けする。	災害弔慰金の支給等に関する法律	【対象となる自然災害】県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害 【貸付対象】以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ① 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね 1 か月以上 ② 家財の 1／3 以上の損害 ③ 住居の半壊又は全壊・流出（※所得制限あり） 世帯人員 市町村民税における前年の総所得金額が次の範囲内であること。 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人以上の世帯の場合は、4人より 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
次の 2 つの支援金の合計額を支給する。 （世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額が 3／4 となる。） ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） ○住宅の被害程度／支給額 全壊・解体・長期避難／100万円 大規模半壊／50万円 中規模半壊・半壊／25万円 ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ○住宅の再建方法／支給額 全壊・解体・長期避難・大規模半壊 建設・購入／200万円 補修／100万円 賃借（公営住宅を除く）／50万円 中規模半壊 建設・購入／100万円 補修／50万円 賃借（公営住宅を除く）／25万円 半壊 建設・購入／25万円 補修／25万円 賃借（公営住宅を除く）／12.5万円	申請先 福祉政策課	申請期限は、基礎支援金は災害の発生した日から13か月以内、加算支援金は37か月以内
貸付限度額 ① 世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合 ア 当該負傷のみ 150万円 イ 家財の 3 分の 1 以上の損害 250万円 ウ 住居の半壊 270万円 エ 住居の全壊 350万円 ② 世帯主に 1 か月以上の負傷がない場合 ア 家財の 3 分の 1 以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊（エの場合を除く） 250万円 エ 住居の全体の滅失又は流失 350万円 貸付利率 年1.5%（据置期間中は無利子） 据置期間 3 年以内（特別の場合 5 年） 償還期間 10年以内（据置期間を含む）	申請先 福祉政策課	申請期限は、災害の発生した月の翌月から 3 か月以内